

# 高松市立牟礼小学校いじめ防止基本方針

高松市立牟礼小学校  
平成30年2月改定  
令和6年4月1日改訂

## はじめに

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定に基づいて、策定します。いじめ防止対策推進法において、「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされています。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれのあるものです。しかし、「いじめはどの子ども、どの学校にも起こりうるもの」であるという認識に立ち、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等のための対策を講じる必要があります。

そこで、児童をいじめの被害者にも加害者にもさせないよう、ここに定める基本方針に従って、いじめの防止等のための対策を推進します。

## 第1 いじめ防止等に向けた基本的な方針

### 1 いじめの未然防止

児童が、安心して学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに努めます。

また、全校児童がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

### 2 いじめの早期発見

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化を見逃さないように努めるとともに、市教委、学校、家庭、地域社会、関係機関と相互の信頼関係を基盤として連携し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、積極的にいじめを認知するように努めます。

### 3 いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応します。被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導します。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て対応します。

### 4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、すみやかに市教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努めます。

### 5 教職員の指導力の向上

すべての教職員のいじめへの対応に係る指導力向上を図るため、校内研修を行います。

## 6 家庭や地域社会との連携

学校、家庭、地域社会は、その連携を図り、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進し、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるように努めます。

## 第2 いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うために、「牟礼小学校いじめ防止対策委員会」を設置します。構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、該当学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとする。

## 第3 本校におけるいじめ防止等のための取り組み

### 1 いじめの未然防止

#### (1) お互いの人格を尊重し合える態度の育成

児童の自己有用感を高める取組と、他人の人格を尊重する意識と態度を育成する取組により、安心して自己表現できる支持的雰囲気のある温かい学級集団づくりに努めます。

#### (2) 道徳教育及び体験活動

いじめの防止や生命尊重等に向けて、道徳教育や人権教育、体験活動を推進します。

#### (3) 傍観者を生まない集団づくり

「いじめゼロ月間」等を捉えて、児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

#### (4) インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童に対して情報教育で学年の発達段階に応じて GIGA 端末の使い方を学習し、情報モラルを身に付けられるようにするとともに、インターネット等の適切な利用について保護者への啓発を行います。また、携帯電話や PC のマナー等について、折にふれて考えられるようにします。

#### (5) 保護者や地域、関係機関との連携

いじめ防止に向けて、PTA や地域の人と連携しながら、いじめ防止の取り組みを推進します。また、インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、学習参観等で情報モラルにかかわる内容を取り扱い、人権意識の高揚を図ります。

#### (6) 児童・保護者、関係機関への説明

策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへ掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにします。また、その内容を、必ず入学時や各学年の開始時に児童・保護者、各関係機関に説明します。

#### (7) 学校評価による検証・改善

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえて、学校におけるいじめの防止等のための改善を図ります。その際、保護者、地域住民、関係機関等の意見を聞くなど、具体的ないじめ防止等の対策に関わる連携に努めます。

### 2 いじめの早期発見

- (1) 日常的な観察  
すべての教職員が、児童が示す変化を見逃さないように努めます。
- (2) 日記帳、連絡帳等を活用したいじめの把握  
児童がいじめを訴えやすい体制を整えるため、日記帳や連絡帳等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努めます。
- (3) アンケートの実施  
いじめの実態を把握するため、定期的なアンケート調査を実施します。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、組み合わせて実施します。
- (4) 教育相談体制の整備  
児童の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口の周知を行い、スクールカウンセラー等の専門家や教職員による教育相談を実施します。また、性同一性障害に係る児童や「性的マイノリティ」とされる児童は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、日頃より児童が相談しやすい環境を整えていきます。

### 3 いじめに対する措置

- (1) いじめを認知したときの対応
  - ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
  - ・ いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、直ちに管理職に報告し、その後、全職員で情報を共有します。
  - ・ 速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして事実関係を確認します。
  - ・ 事実確認結果は、被害・加害児童の保護者に連絡します。
  - ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時には、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。
- (2) いじめられた児童又はその保護者への支援
  - ・ いじめられた児童から、事実関係の聴き取りを行います。
  - ・ 児童の個人情報取り扱い等、プライバシーに留意して対応します。
  - ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝えます。
  - ・ いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い、支える体制をつくります。
  - ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーなどの協力を得ます。
  - ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ、必要な支援を行います。
- (3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言
  - ・ いじめたとされる児童から事実関係の聴き取りを行います。
  - ・ 児童の個人情報取り扱い等、プライバシーに留意して対応します。
  - ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を行います。
  - ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体、又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導します。
  - ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行います。

- ・ いじめの児童に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、そのいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署に相談して対処します。

#### (4) 学級全体への指導

- ・ 学級指導等、教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導します。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるよう指導します。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努めます。

#### 4 いじめの解消

いじめは「解消している」状態、とは、「①いじめに関わる行為が止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること」「②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされていることが必要です。また、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、教職員は、日常的に注意深く観察するように努めます。

### 第4 重大事態への対処

#### 1 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した場合は、速やかに市教育委員会に報告します。

#### 2 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は「牟礼小学校いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケートなどの方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

### 第5 教職員の指導力の向上

いじめの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図ります。

「かがやく笑顔をとりもどすために ～いじめ問題への対応の在り方～（平成25年）」や「児童生徒の夢と笑顔を引き出すために ～自己有用感を高める3つの視点～（平成30年）」等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上を図ります。

### 第6 その他

この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。（平成29年3月に国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が改訂されたことを受け、香川県いじめ防止基本方針（平成29年6月20日改訂）、高松市いじめ防止基本方針（平成29年12月22日改訂）に則して令和5年4月改訂。